

産業医についてのご案内

株式会社ジャパンプロスタッフ

担当：営業推進部

株式会社ジャパンプロスタッフでは、当該事業所が、令第5条に規定する事業所に該当する場合、則第13条に基づき、必要人数の産業医を選任しています。

産業医は、則第14条、および第15条に基づき、次の事項の医学的分野を中心に管理しており、随時社員の皆さまから健康相談を受け付けています。産業医への健康相談を申し出たい場合、以下の方法によりご連絡下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

■産業医の業務内容

- (1)健康診断の実施および労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関する事
- (2)作業環境の維持管理に関する事
- (3)作業の管理に関する事
- (4)前3号に掲げるもののほか従業員の健康管理に関する事
- (5)健康教育、健康相談その他従業員の健康保持増進を図るための措置に関する事
- (6)衛生教育に関する事
- (7)労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関する事
- (8)前各号につき、会社および総括安全衛生管理者に対する勧告、または衛生管理者に対する指導、助言
- (9)その他必要な衛生管理および健康管理に関する事項

■産業医への相談事項の情報取扱

相談者のプライバシー保護を最優先するため、相談内容は会社に報告されることはありません。評価等には影響ありませんのでご安心ください。

※ただし、相談者の健康状態等から会社としての配慮・対応が必要と産業医が判断した場合、相談者の合意を得たうえで、会社へ報告・対応をすることがあります。

■産業医への健康相談の申し出方法

連絡先：E-mail：info@japanprostaff.jp

電話番号：0120-745-554

営業推進部の安全衛生担当が産業医の先生と日程等を調整し、ご連絡いたします。

面談の前に産業医の先生からご連絡させていただく場合がございます。